

大分県身体障害者福祉センター 指定管理者募集要項

令和7年7月16日

大 分 県

<目次>

1	指定管理者募集の目的	1
2	対象施設の概要	1
	(1)施設の名称	
	(2)施設の所在地	
	(3)施設の設置目的（施設の沿革、役割）	
	(4)運営の方向性	
	(5)目標指標	
	(6)施設の概要	
	(7)事業概要	
	(8)事業実績等	
3	管理の基準	2
4	指定管理者が行う業務	4
	(1)管理業務	
	(2)自主事業	
	(3)サービス改善提案事業	
	(4)留意事項	
	(5)その他	
5	指定の期間	5
6	経費	5
	(1)管理業務に要する経費の支払い	
	(2)賃金水準変動への対応	
	(3)管理業務に要する委託料の精算	
	(4)サービス改善提案事業に要する経費	
	(5)区分経理	
7	応募資格	7
	(1)応募者の資格	
8	指定管理者の公募手続	9
	(1)公募スケジュール	
	(2)公募手続	
	ア 募集要項等配布	
	イ 募集要項等に関する説明会	
	ウ 募集要項等に関する質問書の受付	
	エ 募集要項等に関する質問の回答	
	オ 指定申請書等の提出	
	① 申請書類	
	② 受付期間	
	③ 提出場所	
	④ 提出方法	
	⑤ 申請に当たっての留意事項	

9	指定管理者の候補の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(1)選定方法	
	(2)審査基準	
	(3)ヒアリング等	
	(4)審査結果の通知及び公表	
10	指定管理者の指定及び協定の締結・・・・・・・・	13
	(1)指定管理者の指定	
	(2)協定の締結	
	(3)留意事項	
11	事業実施状況の監視等・・・・・・・・	14
	(1)モニタリング	
	(2)評価の実施と公表	
	(3)利用者アンケートの実施	
	(4)帳簿類等の提出要求	
12	その他・・・・・・・・	15
	(1)指定管理者の責任履行に関する事項	
	(2)事業の継続が困難となった場合の措置	
	ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	
	イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合	
	ウ 指定管理者の指定取消後の対応	
	エ その他	
	(3)協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
	(4)リスク分担に関する方針	
13	添付資料・様式・・・・・・・・	17
14	問い合わせ先・・・・・・・・	17

大分県身体障害者福祉センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、県民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

2 対象施設の概要

(1)施設の名称 大分県身体障害者福祉センター

(2)施設の所在地 大分市大津町2丁目1番41号

(3)施設の設置目的（施設の沿革、役割）

昭和61年4月に身体障害者福祉法第31条に定める身体障害者福祉センターとして、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置しています。

機能回復訓練室のほか、体育室、プール等の各種体育施設等を完備しており、現在に至るまで250万人を越える利用があります。

また、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者の利用も促進しており、その多様なニーズに応えるため、センター主催の各種文化教室、スポーツ・レクリエーション教室等を開催しています。

(4)運営の方向性

大分県身体障害者福祉センターの効果を最大限に発揮させるため、次の項目について指定管理者の提案を生かした利用者サービスの向上を図り施設運営を行う。

（県として指定管理者に求めるサービス向上策）

ア 障がい者の福祉の増進に関する業務

研修等を通じ、職員のサービス精神の涵養をする。

障がい者の優先利用を図りながら、地域やボランティアの協力を得て各種教室等センター主催事業を展開する。

イ その他

アンケート調査等による利用者の意向、希望等を運営に反映させ満足度の向上をする。職員が防火管理者講習や救急法・水上安全法等の講習を受けるほか、日常的な巡回を行い、施設の点検や安全管理を徹底する。

(5)目標指標

県では、大分県身体障害者福祉センターの運営に関して次のとおり目標指標を定めていますので、これが達成できるように努力してください。

(単位：人、評点)

目標指標	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
利用者数（障がい者）	22,000	23,000	24,000	25,000	26,000
施設利用者満足度 (施設利用者アンケートの 評点平均) 5 段階	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7

(6)施設の概要

〔敷地面積〕 10,355.35㎡

〔延床面積〕 3,411㎡（鉄筋コンクリート造4階建のうち1、2階部分）

【1階】体育室、プール（温水）、機能回復訓練室、療育訓練室、卓球室、交流談話室、事務室

【2階】視聴覚室、生活訓練室（和室）、生活訓練室（洋室）、創作作業室、感覚訓練室、調理実習室、娛樂室

※詳細は、「大分県身体障害者福祉センター管理運営業務仕様書」を参照のこと。

(7)事業概要

（大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例に掲げる事業）

身体障害者に対し生活相談に応じるとともに、機能回復訓練、スポーツの指導、教養の向上その他身体障害者の福祉の増進に関する業務を行うこと。

(8)事業実績等

これまでの施設の運営体制、事業実績等（事業実施状況、利用状況、収支状況等）については、別添の「大分県身体障害者福祉センターの事業実績に関する資料」を参照してください。

3 管理の基準

指定管理者は管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は「大分県身体障害者福祉センター管理業務仕様書」を参照してください。

(1)開館日、利用時間等

管理業務仕様書のとおりですが、知事の承認を得て変更することも可能です。

(2)適切なサービスの提供を行うこと。

(3)センターの施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定するとともに、防災士の資格を持つ常勤職員を1名以上配置し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

(4)業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5)業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

(ア)身体障害者福祉法、同法施行令、同法施行規則及び関係通達（別添）

(イ)大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例、大分県身体障害者福祉セン

ター利用規則

(ウ) 大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）、同条例施行規則

(エ) 大分県行政手続条例

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、大分県行政手続条例が適用されるので留意すること。

(オ) 大分県情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(カ) 大分県個人情報保護条例

指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(キ) 地方自治法（第244条、第244条の2）

(ク) 労働関係法令

(ケ) 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義務があります。

(コ) その他関連する法令

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、大分県文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、県と調整を図ったうえで作成、提出すること。

(8) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、翌年度の4月末までに提出すること。

(9) その他

管理の基準の細目については、県と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理業務

- ア 身体障害者に対し生活相談に応じるとともに、機能回復訓練、スポーツの指導、教養の向上その他身体障害者の福祉の増進に関する業務
- イ 施設の建物及び設備等の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 施設の利用の受付及び案内に関する業務
- エ 施設の利用の許可に関する業務
- オ その他、センターの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
- ※ 知事のみの特権に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）、不服申立に対する決定（地方自治法第244条の4）等法令により定められているものです。

(2) 自主事業

- ア 指定管理者は、大分県身体障害者福祉センターの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。

(3) サービス改善提案事業

- ア 応募者は、「大分県身体障害者福祉センター管理運営業務仕様書」に記載されるサービスを参考にして、上記（1）の管理業務の質を高めるサービス向上策及び（2）自主事業のうち、各年度550千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で、特に優れた提案と考えるものをサービス改善提案事業として申請することができます。
なお、指定管理候補者の選定においては、選定委員会は、当該サービス改善提案事業の内容を含めて審査を行い、指定管理候補者を選定します。
- イ 「サービス改善提案事業」として申請された事業については、指定管理候補者選定後、選定委員会が「更なる県民サービス向上につながる特に優れた提案」であるかを審査し、採択の可否を決定します。
- ウ 選定委員会において、申請した事業がこの事業に採択された場合には、事業実施に係る県からの委託料を加算した額を提案価格とするため、金額を変更した申請書を再度提出していただきます。
なお、サービス改善提案事業として採択されなかった事業については、（1）管理業務又は（2）自主事業として実施していただくこととなります。
※「選定委員会」については、12ページ「9 指定管理者の候補の選定」を参照してください。

(4) 留意事項

- ア 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添「大分県身体障害者福祉センター管理運営業務仕様書」を参照してください。また、「利用者からの意見、要望等と指定管理者の対応状況」について、同仕様書において示しているので、サービス向上策の参考とし、採り入れる余地があるものについては、積極的に改善の提案を行ってください。

- イ 管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、県の承認を得た上で、専門の事業者に委託することは可能です。
- ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

(5) その他

使用料の徴収業務について、別途付随契約を締結していただきます。
なお、この業務の経費については、指定管理に係る委託料に含まれているものとします。

5 指定の期間

指定管理者が大分県身体障害者福祉センターの管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日とします。この指定の期間は、県議会の議決により確定することになるので留意してください。なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 経費

(1) 管理業務に要する経費の支払い

県は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を上限として委託料を支払います。委託料の上限額、支払時期、支払方法等については、大分県と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、県と指定管理者との協議によって決定することとします。

大分県身体障害者福祉センターの管理業務に係る委託料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請に当たっては、基準価格以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。

(基準価格) 令和8年度から令和12年度まで
各年度 63,127,000円

なお、年度毎の基準価格は、消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意してください。また、基準価格を超えた委託料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

委託料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

(2) 賃金水準変動への対応

- ア 指定管理業務に要する経費について、賃金水準をはかる指標に一定以上の変動がみられた場合に、委託料の調整を行う制度（指定管理料スライド制度）を適用します。

イ 対象経費

指定管理施設職員人件費（非正規職員相当含む）及び管理費のうち施設の維持管理に係る外部委託料（警備・清掃・機械保守管理等）

※外部委託料については、人件費の占める割合が大部分となる委託契約が対象

ウ 賃金水準の変動率

変動率は、各年度の人事委員会勧告等を踏まえ、年度ごとの変動率を算定し適用します。
また、当該変動率を適用した場合における指定管理者のリスク分担は1.0%とします。

エ スライド制度のイメージ

① 公募年度

公募時は当年度の人事委員会勧告発表前の基準価格であるため、人事委員会勧告後の変動率等による影響額を算定し、1年目の基準価格へ0年目スライド額として加算

② 1年目以降の取扱い

(i) 賃金水準の変動率【A%】が、「指定管理者のリスク分担1.0%分」を上回った場合

【A% > 1.0%】→ 増額

〔 計算式：「基本契約基準価格」＋「過年度スライド額」＋「当年度スライド額【A%－1.0%】」で算出 〕

(ii) 賃金水準の変動率【A%】が、「指定管理者のリスク分担1.0%～△1.0%分」の範囲内の場合【△1.0% ≤ A% ≤ 1.0%】→ 変更なし

(iii) 賃金水準の変動率【A%】が、「指定管理者のリスク分担△1.0%分」を下回った場合

【A% < △1.0%】→ 減額

〔 計算式：「基本契約基準価格」＋「過年度スライド額」－「当年度スライド額【A%＋1.0%】」で算出 〕

(3) 管理業務に要する委託料の精算

指定管理者が業務を県が示した水準どおりに確実に実施する中で、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、光熱水費については、今回の指定期間に限り、原則、以下のとおり精算するものとします。なお、申請書類の収支計画書については、以下の基準額で作成してください。

ア 光熱水費

(ア) 基準額

光熱水費 10,484千円

(イ) 精算方法

- ① 各年度の実績額が基準額未満かつ、当該光熱水費の令和4年度から令和6年度の実績相当額から算出した3カ年平均額※を超過した場合、実績額と基準額の差額を精算する。
- ② 各年度の実績額が、当該光熱水費の令和4年度から令和6年度の実績相当額から算出した3カ年平均額※を下回る場合、基準額と3カ年平均額の差額を精算する。
- ③ 各年度の実績額が基準額を上回り、委託料の不足が発生した場合、県と指定管理者との協議を行い、対応を決定する。

※3カ年平均額 9,958千円

①「基準額 > 実績額 > 3カ年平均額」の場合

(計算式) 精算額 = 基準額 - 実績額

②「3カ年平均額 > 実績額」の場合

(計算式) 精算額 = 基準額 - 3カ年平均額

③「実績額 > 基準額」の場合

(計算式) 委託料の不足額 = 実績額 - 基準額

⇒ 県と指定管理者との協議のうえ、対応を決定

(4) サービス改善提案事業に要する経費

- ア この事業に要する経費は、管理業務に要する経費とは別枠とし、事業終了後に精算して支払います。
- イ 選定委員会において、申請した事業がこの事業に採択された場合には、事業実施に係る県からの委託料を加算した額を提案価格とするため、金額を変更した申請書を再度提出していただきます。(再掲)
- ウ 大分県身体障害者福祉センターのサービス改善提案事業に係る委託料の上限額については、以下のとおり設定しており、申請する事業は、上限額以内の金額で、収支の内訳がわかるように(1)の事業計画及び収支計画に含めて作成することとします。
(別途様式を参照してください。)

(サービス改善提案事業上限額) 令和8年度から令和12年度まで

各年度 550,000円

なお、年度毎の上限額は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意してください。

(5) 区分経理

指定管理者としての業務に係る経理は、法人自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次の①から⑧までのいずれにも該当する法人又は該当する法人で構成する共同事業体であること。

- ① 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- ③ 大分県から指名停止措置を受けていない法人であること。
- ④ 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。

- (1) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (2) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- ⑤ その代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、次に該当すると認められる法人でないこと。
- (1) 暴力団関係者
 - (2) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
 - (3) 暴力団関係者を使用した者
 - (4) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
- ※詳しくは「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制の確立についての合意書」を参照してください。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人でないこと。
- ⑧ 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人であること。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで（以下「開庁時間等」という。）をお願いいたします。

（スケジュール）

7月16日（水）	募集要項等公表
7月16日（水）から8月22日（金）まで	募集要項等配布
7月30日（水）	募集要項等に関する説明会（現地見学会含）
7月16日（水）から8月22日（金）まで	募集要項等に関する質問の受付
8月29日（金）	募集要項等に関する質問の回答
9月 1日（月）から9月16日（火）まで	指定申請書等の提出

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下の通り、募集要項等を配布します。

配布期間 7月16日（水）から8月22日（金）まで

配布場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁福祉保健部障害者社会参加推進室

イ 募集要項等に関する説明会（現地見学会を含む。）

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、会場において本施設に関する詳細図面を閲覧することができます。

なお、詳細図面については、本説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、問合せ先において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間等とします。

日 時：令和7年7月30日（木）午前10時00分から正午まで

場 所：大分市大津町2丁目1番41号（大分県身体障害者福祉センター視聴覚室内）

参加人数：各団体2名以内とします。

参加申込：参加希望の方は「大分県身体障害者福祉センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第4号）」に必要事項を記入のうえ、7月28日（月）午後5時15分までに、問合せ先までFAX又はE-mailにてお申し込みください。

ウ 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「大分県身体障害者福祉センター指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第5号）」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和7年7月16日（水）から8月22日（金）まで

提出場所：問合せ先と同じ

提出方法：質問書はE-mailによる送付とします。

エ 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を希望者全員にE-mailにより送付します。

なお、希望者は質問締切日までに問合せ先にE-mailにより質問の回答を希望する旨をお知らせく

ださい。

回答日：令和7年8月29日（金）

オ 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

① 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(i) 指定管理者指定申請書

〔指定手続条例施行規則（平成16年大分県規則第78号）に定める第1号様式〕

(ii) 申請にあたって事業者間の合意が確認できる書類（該当の場合のみ）

（参考例により作成し提出してください。）

(iii) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第1号）

(iv) 大分県身体障害者福祉センターの管理運営に関する収支計画書（様式第1号の2）

(v) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(vi) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(vii) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

(viii) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類

(ix) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）。

(x) 納税証明書

(1) 法人税及び消費税について未納がないことの証明書

（第1号様式の添付書類には記載されていませんが、法人税納税証明書も添付してください。）

(2) 大分県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

(xi) 応募事業者確認書

(xii) 誓約書（様式第2号）

(xiii) 申立書（様式第3号）（提出書類資料に該当がない場合のみ）

② 受付期間：令和7年9月1日（月）から9月16日（火）まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

③ 提出場所：問合せ先に同じ

④ 提出方法：指定申請書等10部（正本1部、副本9部）を上記に定める提出場所に持参してください。

提出は上記方法に限り、郵送・ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

⑤ 申請に当たっての留意事項

ア 複数の申請の禁止

1 応募者につき 1 申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

ウ 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

エ 共同事業体の構成法人の変更

共同事業体で応募する場合、代表法人及び構成法人の変更は認めません。ただし、構成法人の解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡ください。

オ 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第 6 号）を提出してください。

提出場所：問合せ先に同じ

カ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

キ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

ク 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ケ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、大分県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く）。

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

サ 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、県から便宜を図ることはできません。応募者は県が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

シ 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

県職員 2 名及び学識経験者 3 名の委員で構成する大分県身体障害者福祉センター指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に県で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

指定手続条例第 4 条各号に定める選定基準によることとします。選定基準及び審査項目の概要は以下のとおりとします。

1 から 4 までの合計点（100 点満点）の高いものを指定管理候補者とします。

選 定 基 準	審 査 項 目
1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。 (20 点)	・施設の管理運営の基本方針 ・平等な利用（※）を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果
2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (20 点)	・利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果 ・施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性 ・危機管理体制、安全管理の適切性
3 事業計画書の内容が、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (30 点)	・施設の管理運営に係る経費の内訳
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。 (30 点)	・収支計画の内容、的確性及び実現の可能性 ・社会福祉事業に関する熱意及び能力による安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・類似施設の運営実績

※注 本センターの設置の趣旨から、障がい者の利用が優先します。劣後してその他の利用者の利用を確保します。ただし、障がい者同士、その他利用者同士は平等とします。

※優秀指定管理者への加算

より良い管理運営を促すため、現在の指定管理者が応募した場合、これまでの管理運営の実績を審査に反映できることとします。

具体的には、指定管理者の評価（総括評価（５段階評価））で、「Ａ」「Ｂ」ランクの優秀な事業者に対して、下記の優遇措置を講じます。具体的には、指定管理者の評価（総括評価（５段階評価））で、「Ａ」「Ｂ」ランクの優秀な事業者に対して、下記の優遇措置を講じる。

評価結果	優遇措置の内容
A	各選定委員の採点に１０点加算する。
B	各選定委員の採点に５点加算する。

（３）ヒアリング等

- ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。
 - イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。
 - ウ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。
 - エ ヒアリングの出席者は３名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づくマネージャー（統括担当者）については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその職員に限ります。
- ヒアリングの時間は、３０分以内を予定しています。

（４）審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（共同事業体で応募の場合、共同事業体の代表法人宛）に書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定には、大分県議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を令和７年第４回大分県議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。（令和７年１２月予定）

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例第６条第１項の規定に基づいて告示を行います。

（２）協定の締結

大分県と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ア 管理に係る業務の内容に関する事項
- イ 県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業計画書に記載された事項

- オ 事業報告書に関する事項
- カ 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- キ 指定管理者の損害賠償に関する事項
- ク 管理の業務に係る情報公開に関する事項
- ケ その他協議により必要と認める事項

(3) 留意事項

- ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - (ア) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - (イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
 - (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

県は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出していただき、県は当該報告に基づき、状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認を行います。

(2) 評価の実施と公表

県は、指定管理者の業務の改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、(1)のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書等の確認により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

(3) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、県に報告していただきます。

(4) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類等の記録を提出する必要があります。

1 2 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに大分県に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに大分県に報告しなければなりません。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位の」）法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するほか、事業の継続が困難となった場合の措置について、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、県が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項目	負担者		備考
	県	指定管理者	
管理業務		◎	
施設・設備・備品等の維持管理	○ (大規模な修繕)	◎	
備品の購入、改修	◎		
施設等の使用許可（付随事務を含む）		◎	行為許可、設置許可、管理許可、行政財産の目的外使用許可は除く
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	
事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	◎	◎ (指定管理者の責に帰する事由の場合)	
災害復旧（復旧工事）	◎		
包括的管理責任	◎		
火災保険の加入	◎		
利用者に係る賠償責任保険の加入		◎	
一般的な税制変更（消費税を除く）		◎	
消費税の変更	◎		

(◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある)

※利用者に係る賠償責任保険については、県を追加被保険者にするとともに、交差責任担保追加特約を付帯すること。

※疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と本県が協議の上定めることとします。

13 添付資料・様式（別添）

- (1) 指定管理者指定申請書（施行規則に定める第1号様式）
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第1号）
- (3) 大分県身体障害者福祉センターの管理運営に関する収支計画書（様式第1号の2）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 申立書（様式第3号）
- (6) 大分県身体障害者福祉センター指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第4号）
- (7) 大分県身体障害者福祉センター指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第5号）
- (8) 応募辞退届（様式第6号）
- (9) 大分県身体障害者福祉センター管理業務仕様書
- (10) 大分県身体障害者福祉センター事業実績に関する資料
- (11) 応募事業者確認書

14 問い合わせ先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部障害者社会参加推進室 地域生活支援・芸術文化スポーツ推進班

電話 097-506-2725

FAX 097-506-1736

電子メール a12370@pref.oita.lg.jp